



総室発第 125 号
平成 26 年 2 月 28 日

原子力規制委員会
原子力規制庁 原子力防災課長 殿

日本原子力発電株式会社
理事 総務室長 島守 哲彦



東海第二発電所原子力事業者防災業務計画の補正について（連絡）

平成 25 年 12 月 19 日付け東二総発第 32 号にて届け出ました「東海第二発電所原子力事業者防災業務計画」につきましては、独立行政法人原子力安全基盤機構の解散等に伴い、添付資料のとおり補正しますのでご連絡いたします。

なお、本件連絡後は、補正後の内容に従って原子力防災関係業務を遂行することといたします。

以 上

添付資料

東海第二発電所原子力事業者防災業務計画 読替表

東海第二発電所原子力事業者防災業務計画読み替え表

読替前	読替後	備考
第1章 総則 第2節 定義 11. 指定行政機関 災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第2条第3号に規定する機関をいう。 12. 指定地方行政機関 災対法第2条第4号に規定する機関をいう。 13. 関係周辺市町村 発電所から概ね30kmの区域内にあり、同発電所に関する地域防災計画を有し、当該市町村の区域につき発電所の原子力災害の発生又は拡大防止を図ることが必要であると茨城県知事が認めた市町村をいう。 14. 緊急事態応急対策等 原災法第16条に規定する原子力緊急事態に係る緊急事態応急対策及び原子力災害中長期対策をいう。 15. 緊急時対策室 原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令（以下「防災業務計画等命令」という。）第2条第2項第1号に規定する、原子力発電所の敷地内にあり、原子力防災組織の活動拠点となる対策所として、緊急事態応急対策及び原子力災害中長期対策の実施を総括管理するための施設である緊急時対策所をいう。 16. 本店総合災害対策本部室 防災業務計画等命令第2条第2項第3号に規定する原子力事業所災害対策の重要な事項に係る意思決定を行い、かつ、緊急時対策室において行う原子力事業所災害対策の総括管理を支援するための原子力施設事態即応センターとなる本店の緊急時対策室をいう。 17. 統合原子力防災ネットワーク 緊急時における情報連絡を確保するため、国が整備を行う、総理大臣官邸、原子力規制庁、緊急事態応急対策等拠点及び独立行政法人原子力安全基盤機構とを接続する情報通信ネットワーク（地上系ネットワーク及び衛星系ネットワーク）をいう。 18. テレビ会議システム 官邸（内閣官房）、緊急時対応センター（原子力規制庁）、緊急事態応急対策等拠点施設、原子力施設事態即応センター及び緊急時対策室を結ぶテレビ会議シ	第1章 総則 第2節 定義 11. 指定行政機関 災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第2条第3号に規定する機関をいう。 12. 指定地方行政機関 災対法第2条第4号に規定する機関をいう。 13. 関係周辺市町村 発電所から概ね30kmの区域内にあり、同発電所に関する地域防災計画を有し、当該市町村の区域につき発電所の原子力災害の発生又は拡大防止を図ることが必要であると茨城県知事が認めた市町村をいう。 14. 緊急事態応急対策等 原災法第16条に規定する原子力緊急事態に係る緊急事態応急対策及び原子力災害中長期対策をいう。 15. 緊急時対策室 原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令（以下「防災業務計画等命令」という。）第2条第2項第1号に規定する、原子力発電所の敷地内にあり、原子力防災組織の活動拠点となる対策所として、緊急事態応急対策及び原子力災害中長期対策の実施を総括管理するための施設である緊急時対策所をいう。 16. 本店総合災害対策本部室 防災業務計画等命令第2条第2項第3号に規定する原子力事業所災害対策の重要な事項に係る意思決定を行い、かつ、緊急時対策室において行う原子力事業所災害対策の総括管理を支援するための原子力施設事態即応センターとなる本店の緊急時対策室をいう。 17. 統合原子力防災ネットワーク 緊急時における情報連絡を確保するため、国が整備を行う、総理大臣官邸、原子力規制庁及び緊急事態応急対策等拠点を接続する情報通信ネットワーク（地上系ネットワーク及び衛星系ネットワーク）をいう。 18. テレビ会議システム 官邸（内閣官房）、緊急時対応センター（原子力規制庁）、緊急事態応急対策等拠点施設、原子力施設事態即応センター及び緊急時対策室を結ぶテレビ会議シ	独立行政法人原子力安全基盤機構解散に伴う変更

東海第二発電所原子力事業者防災業務計画読み替え表

読替前	読替後	備考
別図2-9-2 対外通報先—原災法第10条第1項に基づく通報(報告)経路— (発電所内での事象発生) 原子力防災管理者 【変更】は原災法第10条1項に基づく連絡先 【変更】は防災基本計画に基づく連絡先 —— 電話	別図2-9-2 対外通報先—原災法第10条第1項に基づく通報(報告)経路— (発電所内での事象発生) 原子力防災管理者 【変更】は原災法第10条1項に基づく連絡先 【変更】は防災基本計画に基づく連絡先 —— 電話	原子力規制庁職制変更に伴う変更

東海第二発電所原子力事業者防災業務計画読み替え表

読替前	読替後	備考
別図2-9-3 対外通報先—原災法第10条第1項に基づく通報（報告）経路— （事業所外運搬での事象発生） 連絡責任者 ↓ 原子力防災管理者 ■太字は原災法第10条1項に基づく通報先 ■太字は防災基本計画に基づく連絡先 —— 電話 ----- FAX 事象発生場所を管轄する 都道府県知事 事象発生場所を管轄する 市町村長 事象発生場所を管轄する 警察署 事象発生場所を管轄する 消防署 事象発生場所を管轄する 労働基準監督署 事象発生場所を管轄する 海上保安部 原子力保安検査官 原子力防災専門官 経済産業省関東経済産業局 総務企画部総務課 国土交通省海事局 検査測定課 （事象発生場所が海上の場合） 国土交通省自動車局 環境政策課 （事象発生場所が陸上の場合） （国土交通大臣） 原子力規制委員会 原子力規制庁原子力防災課 （原子力規制委員会） 内閣府（内閣総理大臣） 44	別図2-9-3 対外通報先—原災法第10条第1項に基づく通報（報告）経路— （事業所外運搬での事象発生） 連絡責任者 ↓ 原子力防災管理者 ■太字は原災法第10条1項に基づく通報先 ■太字は防災基本計画に基づく連絡先 —— 電話 ----- FAX 事象発生場所を管轄する 都道府県知事 事象発生場所を管轄する 市町村長 事象発生場所を管轄する 警察署 事象発生場所を管轄する 消防署 事象発生場所を管轄する 労働基準監督署 事象発生場所を管轄する 海上保安部 原子力保安検査官 原子力防災専門官 経済産業省関東経済産業局 総務企画部総務課 国土交通省海事局 検査測定課 （事象発生場所が海上の場合） 国土交通省自動車局 環境政策課 （事象発生場所が陸上の場合） （国土交通大臣） 原子力規制委員会 原子力規制庁原子力防災政策課 （原子力規制委員会） 内閣府（内閣総理大臣） 44	原子力規制庁職制変更に伴う変更

東海第二発電所原子力事業者防災業務計画読み替え表

読替前	読替後	備考
別図2-9-4 対外通報先—原災法第10条第1項に基づく通報後の報告（連絡）経路— （発電所内での事象発生） 原子力防災管理者 本字は原災法第10条1項に基づく通報先 本字は防災基本計画に基づく連絡先		
別図2-9-4 対外通報先—原災法第10条第1項に基づく通報後の報告（連絡）経路— （発電所内での事象発生） 原子力防災管理者 本字は原災法第10条1項に基づく通報先 本字は防災基本計画に基づく連絡先		
		原子力規制庁職制変更に伴う変更

東海第二発電所原子力事業者防災業務計画読み替え表

読替前	読替後	備考
別図 2-9-5 対外通報先—原災法第 10 条第 1 項に基づく通報後の報告（連絡）経路— （事業所外運搬での事象発生） 連絡責任者 ↓ 原子力防災管理者 事象発生場所を管轄する都道府県知事 事象発生場所を管轄する市町村長 事象発生場所を管轄する警察署 事象発生場所を管轄する消防署 事象発生場所を管轄する労働基準監督署 事象発生場所を管轄する海上保安部 原子力保安検査官 原子力防災専門官 経済産業省関東経済産業局 総務企画部総務課 国土交通省海事局 検査測度課（事象発生場所が海上の場合） 国土交通省自動車局 環境政策課（事象発生場所が陸上の場合）（国土交通大臣） 原子力規制委員会 原子力規制庁原子力防災課（原子力規制委員会） 内閣府（内閣総理大臣） 現地対策本部 オフサイトセンター（現地事故連絡対策会議）又は原子力災害合同協議会 事象発生場所を管轄する都道府県災害対策本 事象発生場所を管轄する市町村災害対策本部 内閣府政策統括官付 内閣官房 消防庁予防課特殊災害室 消防庁直室 消防庁国民保護・防災部 防災課応急対策室 原子力緊急時支援・研修センター 【太字】は原災法第 10 条 1 項に基づく通報先 【太字】は防災基本計画に基づく連絡先 —— 電話 ----- FAX	別図 2-9-5 対外通報先—原災法第 10 条第 1 項に基づく通報後の報告（連絡）経路— （事業所外運搬での事象発生） 連絡責任者 ↓ 原子力防災管理者 事象発生場所を管轄する都道府県知事 事象発生場所を管轄する市町村長 事象発生場所を管轄する警察署 事象発生場所を管轄する消防署 事象発生場所を管轄する労働基準監督署 事象発生場所を管轄する海上保安部 原子力保安検査官 原子力防災専門官 経済産業省関東経済産業局 総務企画部総務課 国土交通省海事局 検査測度課（事象発生場所が海上の場合） 国土交通省自動車局 環境政策課（事象発生場所が陸上の場合）（国土交通大臣） 原子力規制委員会 原子力規制庁原子力防災課（原子力規制委員会） 内閣府（内閣総理大臣） 現地対策本部 オフサイトセンター（現地事故連絡対策会議）又は原子力災害合同協議会 事象発生場所を管轄する都道府県災害対策本 事象発生場所を管轄する市町村災害対策本部 内閣府政策統括官付 内閣官房 消防庁予防課特殊災害室 消防庁直室 消防庁国民保護・防災部 防災課応急対策室 原子力緊急時支援・研修センター 【太字】は原災法第 10 条 1 項に基づく通報先 【太字】は防災基本計画に基づく連絡先 —— 電話 ----- FAX	原子力規制庁職制変更に伴う変更